

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 8月10日
【会社名】	株式会社丸運
【英訳名】	MARUWN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 市原 豊
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町7番2号
【電話番号】	03(6861)3411(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 住吉 彰
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小網町7番2号
【電話番号】	03(6861)3411(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 住吉 彰
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	丸運物流（天津）有限公司 Maruwn Logistics (Tianjin) Co.,Ltd
住所	天津市西青経済技術開発区盛達三支路32号 天津普金倉儲服務有限公司院内A 4 - 1号2階
代表者の氏名	総経理 矢口 裕司
資本金	400万米ドル（497,560千円）
事業の内容	倉庫業務、中国国内・国際運送業務（利用運送業務含む） 通関業務、物流コンサルティング業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	
異動前	
異動後	400万米ドル
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合	
異動前	%
異動後	100.0%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

当該異動の理由

当社は、中国において更なる事業拡大を図るため、天津市に営業及び物流拠点として現地法人を設立いたしました。

当該新規設立会社の資本金の額が、当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、同社は当社の特定子会社に該当することになりました。

当該異動の年月日

平成27年6月23日